

雇 労 一 3 6 6 2

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

秋田県労働福祉協議会

会 長 東海林 悟 様

秋田県知事 佐 竹 敬



労働者福祉に関する要請について（回答）

平成 2 6 年（2 0 1 4 年）1 1 月 1 9 日付け秋労福協発第 3 3 号により提出
された要請書について、別添のとおり回答します。

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No. 1

要 請 事 項	回 答
<p>1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の支援 ・協力 秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・利用促進や福祉活動に関する協議、検討を行いなから「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や運動を展開してきました。 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働福祉事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、一般財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援頂くことと もに、各団体の育成・発展に向け御協力頂く事をお願い致します。</p>	<p>1. 貴協議会におかれましては、労働者福祉の向上及び社会保障の確立に向けた様々な取り組みに対し、重要な役割を果たしているものと認識しております。 貴協議会が実施している事業の中で、広く県民を対象とした公益性を伴う事業については、宣伝・周知等の必要な支援を引き続き行ってまいりますので、今後とも、労働者福祉の向上につながる積極的な事業の推進をよろしくお願いいたします。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>2. 東日本大震災の被災者支援 大震災から3年半以上が経過した現在、県内には1,000名程の避難者が暮らしていると思われ、被災地から県内に避難している方々への支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進めること。 (1) 被災者・避難者の生活支援 ① 被災者・避難者の生活起居、住居、就労、医療・福祉等に関するきめ細かな情報提供や総合相談の体制を整備すること。 ② 経済的な理由で就学の機会が奪われる事が無いよう、学費・入学金・給食等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充を図ること。</p>	<p>2. (1) ① 県では、平成24年度に総合相談窓口となる被災者受入支援室を総合政策課内に設置し、避難者支援相談員の戸別訪問による相談活動、生涯学習センター内に避難者交流センターの開設、被災元自治体を招いての情報交換・交流会の開催、ハローワーク等と連携した就労相談、支援情報等を記載した情報紙「スマイル通信」の発行等ワンストップの体制で支援を行っております。 また、平成25年度からは心身の不調を訴える避難者に対し、保健師の個別訪問による健康相談や医師、臨床心理士等による定期相談会を開催しております。 今後も被災者に寄り添ったきめ細かな支援を行ってまいります。</p> <p>② 義務教育段階における児童生徒及び特別支援学校の児童生徒については、「被災児童生徒就学援助事業」、「被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業」により、学用品費や学校給食費などを給与する市町村に対して補助しています。 高等学校においては、県立高校では入学金を免除しています。また、公立高校の2、3年生は「公立高校授業料無償制」により授業料が無償となっており、今年度の1年生からは、保護者等の所得が一定額以下の生徒について、「高等学校等就学支援金制度」により授業料を無償としています。さらに、保護者等の所得に応じて、「奨学給付金制度」により給付金を支給しています。私立高校については、「高等学校等就学支援金制度」による授業料助成に加え、県独自の授業料及び入学金に対する助成を行っているほか、保護者の所得に応じて、「奨学給付金制度」により給付金を支給しています。 このほか、県内高校に転入学した生徒を対象に、公益財団法人秋田県育英会を通じて、高等学校等奨学金を無利子で貸与しています。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.3

要 請 事 項	回 答
<p>③ 避難者の生活再建のために、被災者生活再建支援制度の抜本的拡充を行うことを積極的に国へ要請すること。</p>	<p>③ 被災者の生活の再建のために必要な制度の拡充等につきましては、県の「国の施策・予算に関する提案・要望」や全国知事会、北海道東北地方知事会を通じて要望活動を行っております。 今後も様々な機会を通じ国に対し要望してまいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>3. 格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化</p> <p>(1)「孤立」から「支え合い」の社会へ</p> <p>① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会等）の整備・充実に努めること。また、自死やメンタルヘルス問題の偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組むこと。</p> <p>② 地域における餓死・孤立死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフロイ関係者等による幅広い連携・協力体制を構築すること。</p>	<p>3.</p> <p>(1)</p> <p>① 本県では、平成22年度に民学官が連携して自殺対策に取り組むため、「秋田ふきのとう県民運動実行委員会」が設立され、街頭キャンペーンや各種講演会の開催等により普及啓発に努めており、こうした活動は県民の「自殺（自死）」や「うつ病等」に対する誤解や偏見を減らすことにもつながっているものと考えております。</p> <p>また、県庁内においては、知事を議長とする「秋田県自殺予防対策推進会議」を開催し、関係各課が連携した取組を推進しているほか、学識経験者や民間団体等の委員からなる「健康づくり審議会・心の健康づくり推進分科会」での議論を施策に反映させながら自殺予防対策を推進するとともに、秋田年金事務所、全国健康保険協会秋田支部との共催によりメンタルヘルスセミナーを開催するなどして、自殺予防の啓発に取り組んでいきます。</p> <p>② 餓死・孤立死の発生防止につきましては、行政と各関係機関との連携、特にライフロイ関係事業者との連携体制の強化等を図ることが重要であるため、これまで、市町村に対して民間事業者も含めた関係機関との連携による見守り体制強化などの対策を講ずるよう通知しております。平成26年2月末現在で、電気、ガス、水道等のライフロイ関係事業者との連携体制が構築されているのは11市町村ですが、これに、郵便局、新聞販売店、飲料配達業者等との連携による高齢者等の見守りの取組を含めると、県内全ての市町村が、何らかの形で事業者との連携・協力体制を構築しております。</p> <p>今後も先進事例の情報提供をするなどしながら、市町村における幅広い連携・協力体制の構築を促進してまいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.5

要 請 事 項	回 答
<p>(2) ナショナルミニマムの確保と生活の底上げ</p> <p>① 生活保護制度における生活扶助基準の大幅な引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち標準要保護者に対する就学援助制度における学用品等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免の地方単独事業も含め、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことは必至である。これら制度については県は、住民生活への影響を最小限にとどめるために、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずること、また県は関係市町村へ同趣旨の協力要請を行うこと。</p>	<p>(2)</p> <p>① 国では、平成25年8月の生活扶助基準の見直しが「他の制度にできない限り影響が及ばないようにする」とともに、各自治体には「地方単独事業においては国の方針を理解いただき判断されるよう依頼していくこと」を対応方針として、厚生労働事務次官通知（県知事・中核市長あて）が発出されています。県では、これを受けて関係市町村に国の方針を通知しております。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>(3) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善</p> <p>① 生活保護の実施機関である県は、申請権（保護請求権）や受給権を侵害する違法な運用（いわゆる水際作戦）を行わず、窓口での申請抑制や扶養強制を招かないよう、生活保護法の本来の趣旨に添った適切な運用を徹底すること。</p> <p>② 生活保護を必要とする人の申請権の行使と受給が可能になるよう、地域住民への制度周知や実施機関での申請書類常備等、地域住民のアクセスと運営体制の改善・充実に努めること。</p>	<p>(3)</p> <p>① 県内の各福祉事務所では、生活保護の相談があった場合は「保護のしおり」等により生活保護制度について説明し、保護申請の意思がある場合には申請手続について助言しております。また、県として、申請権侵害や扶養強制が疑われる誤った説明等を行うことのないよう、今後も福祉事務所を指導してまいります。</p> <p>② 制度の周知については、県のホームページに制度の概要を掲載しているほか、制度の概要を記載した「保護のしおり」や申請書を各福祉事務所や市町村に備えており、保護申請の意思があると確認された場合には、速やかに申請手続について説明したうえで申請書用紙をお渡ししております。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>(4) 住まいの権利の保障</p> <p>① 「居住の権利」を基本的人権と位置づけ、公営住宅の確保や民間賃貸住宅の借り上げなどによって、生活困窮者へ向けた住宅現物給付の仕組みを確保すること。</p> <p>② 地域における「居住支援協議会」の設立ならびに取組みの促進を図ること。</p>	<p>(4)</p> <p>① 生活に困窮されている方の住居確保事業については、これまでの住宅支援給付が、平成27年4月以降は生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金支給事業(必須事業)に引き継がれ、同じ内容で、離職者等を対象にした住宅確保及び就労機会の確保の支援が行われます。また、ホームレス状態に置かれている方については、住居のほか衣食も含めて、生活保護制度による支援を行い、自立を促しているところでもあります。</p> <p>なお、県では住宅に困窮する低額所得者や、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、その他住宅の確保に特に配慮を要する方々(以下「住宅確保要配慮者」)に対し、公営住宅をはじめとした住宅セーフティネットの構築による居住の安定を目指す、公的賃貸住宅等の計画的な供給や既存ストックの適切な整備に取り組みとともに、国が進める民間住宅活用型セーフティネット施策により整備された住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅や、サービス付き高齢者向け住宅等に関する情報の提供を行い、住宅確保要配慮者等の居住の安定化を推進しています。</p> <p>② 国が進める民間住宅活用型セーフティネット施策の推進を目的として、居住支援協議会の設立に向けた準備会を発足しており、今後は「居住支援協議会」の設立と活動の発展に向けて検討してまいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>(5) 経済的理由で夢を断念させない ～教育・人材育成での機会均等</p> <p>① 経済的理由によって就学が困難な者の就学に向けた相談、および奨学金制度の利用・返還に関する相談など、相談窓口の整備・拡充を図ること。</p> <p>② 県は国に対し、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金の創設・拡充を働きかけること。</p> <p>③ 県は国の奨学金制度を補う観点から、有利子の奨学金について利子補給等の制度の創設(充実・改善)を検討すること。</p>	<p>(5)</p> <p>① 義務教育段階の児童生徒に対する児童生徒就学援助制度については、平成17年度から市町村の事務となっており、各市町村で相談窓口の整備等を図っております。</p> <p>高等学校では、就学支援金及び奨学給付金の手続きについては、各学校及び県教育委員会において相談を受け付けており、制度案内のリーフレット等で相談窓口の周知を図っております。なお、家計の急変等により授業料の納付が困難な場合には、授業料の減免を行っており、学級担任や事務室において相談を受ける体制をとっております。</p> <p>また、奨学金制度の利用・返還に関することは、県や公益財団法人秋田県育英会のホームページ等を通して取り組んでまいります。</p> <p>② 国の奨学金制度への対応については、国による制度改正等の状況を見守りながら、本県独自の奨学金制度の充実も含めて検討してまいります。</p> <p>なお、平成26年度の高等学校入学生から、低所得世帯向けの奨学給付金制度(国補助1/3)を実施しているところであり、国に対しては、全額国負担による実施及び単価の拡充について働きかけてまいります。</p> <p>③ 国の奨学金制度への対応については、国による制度改正等の状況を見守りながら、本県独自の奨学金制度の充実も含めて検討してまいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

要 請 事 項	回 答
<p>4. 暮らしの総合支援(ライフサポート)事業運営への理解と協力</p> <p>秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、昨年より秋田県労働会館の事業へ移行されたが2014年12月で丸6年が経過しようとしている。相談件数は年々増加傾向にあり、年間300件を超える相談件数で、現在は累積件数1,500件以上に達している。相談内容は労働問題、金融・多重債務、消費生活・福祉、法律・税制、各種トラブルなど複雑多岐に渡っている。多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し対応しているが、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて活動している。2014年度の相談状況については、別資料参照。</p> <p>① 「ライフサポートセンターあきた」への助成について</p> <p>労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」は、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっている。現在は秋田市の拠点で全ての相談を受付けているが、今後は全県各地への拡大対応を推進するため、広告宣伝や対応人員配置等で費用がかかる事となる。県から費用面の助成を検討頂きたい。</p>	<p>4. ① 同センターはこれまで、県民の暮らしサポート事業として、生活保障や福祉の問題をはじめ、法律、金融・債務、労働相談等多くの相談を受け付け、労働者の相談窓口として重要な役割を担っているものと認識しております。</p> <p>県においても、労働相談については、雇用労働政策課及び各地域振興局が、生活・福祉相談については、生活センターや各福祉事務所が相談窓口となっておりま</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.10

要 請 事 項	回 答
<p>② ふきのとうホットラインの相互連携 秋田県が2003年(平成15年)に心のセラフティ ネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の 相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も 掲載させてもらい、このネットワークを使って他団体 から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くあ る。しかしながら、各団体で個別対応となりそれぞれ が情報を共有する機会はほとんどなく、個別の情報交 換に留まっている。同じ相談分野ごと、あるいは相談 分野を超えて情報交換や相互連携する機会をもうける など、県として検討頂きたい。</p>	<p>② 相談機関相互の連携は必要であり、今後、研修・情報交換会の開催を予定してお りますので、積極的な参加をお願いします。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.1 1

要 請 事 項	回 答
<p>5. 多重債務対策</p> <p>改正貸金業法の完全施行後の状況を踏まえ、次の課題について国と連携し強化・創設を図ること。</p> <p>① 貸金業者による脱法行為を厳しく監視できるよ う、都道府県・多重債務対策協議会における実態の 検証・分析を行うこと。</p> <p>② 民間非営利組織（労金、NPO等）を活用し、低 所得者や債務整理後に借りられない人に対する個人 向けセーフティネット貸付の創設・拡充ならびに支 援策として保証制度の確立を図ること。</p> <p>③ クレジットカードのショッピング枠の現金化を悪 用した業者による、法定金利相当額を大幅に上回る 高額な手数料問題について対策を強化すること。</p> <p>④ 無価値な商品を担保として特例高金利で貸し付け るいわゆる偽装質屋問題に対し対策を強化するこ と。</p> <p>⑤ ヤミ金撲滅に向けて引き続き一層の取り組み強化 を図ること。</p>	<p>5. ① 多重債務相談に関しては、県生活センターや市町村相談窓口のほか、国の財務 事務所等でも受け付けているところがあります。更に県では、国の対策本部が実 施している「多重債務者相談強化キャンペーン」（9～12月）にも参画し、弁 護士による日曜相談の実施や、金融庁が作成する相談窓口紹介ポスターについて、 市町村へ掲示を依頼するなど、相談窓口の周知を図っております。</p> <p>また、関係機関等による「多重債務者対策協議会」を設置（年1回開催）して おり、弁護士会、司法書士会、県警察のほか、貸金業協会、ファイナンシャルプ ランナー協会、民間団体等にも出席していただき、多重債務の実態が把握できる よう、情報共有に努めております。</p> <p>② 低所得者等に対する融資制度として、自立に必要な資金や一時的な生活費不足 分などについては、社会福祉協議会による無利子又は低金利の生活福祉資金貸付 や、自治体による母子寡婦福祉資金貸付の活用などを案内しております。</p> <p>③～⑤ クレジットカードのショッピング枠の現金化や、債務者に流質を認めない（流 質約款が行使できない）「偽装質屋」等、貸金業の登録を受けないまま実質的な 貸付を行う「ヤミ金業者」（無登録業者）について、消費者等からの苦情等によ り情報を把握した場合には、電話又は文書等による実態把握、当該業者に対す る警告を行うとともに、警察当局への情報提供を行う等の対応を引き続き実施して まいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.12

要 請 事 項	回 答
<p>6. 中小企業勤労者の福祉格差の是正 秋田県として、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう、県として積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化するとともに未設置エリアの解消に努めること。</p>	<p>6. 「中小企業勤労者福祉サービスセンター」は、中小企業単独では実施が困難な福利厚生について、地域の中小企業勤労者と事業主が共同し、中小企業勤労者の総合的な福祉を増進するために、原則として市町村を単位に設立された団体であります。その後、国の補助が廃止され、県内でも秋田市で「秋田市勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）」が設置されているのみとなっております。</p> <p>勤労者専用に福利厚生を提供する仕組みを維持することは難しくなってきておりますが、生活相談や子育て・介護等の支援につきましても、いずれの分野においてもその重要性に鑑み、各担当部局において制度の充実を図られてきておりますので、引き続き関係機関と連携しながら、勤労者の多様なニーズに応えられるよう制度の充実に努めてまいります。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No.13

要 請 事 項	回 答
<p>7. チャリティイェーゴルフ大会への協力 秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティイェーゴルフ大会」は今年で27回目を迎え、県内各地から159名の参加を得て成功裏に開催された。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催している。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設、また東日本大震災の被災地へ寄贈し開催の目的を果たす予定である。来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の参加等で協力頂く事を要請する。</p>	<p>7. 貴協議会が、これまで「チャリティイェーゴルフ大会」を通じて福祉団体や被災地へ支援金を贈るなどの社会貢献活動を継続的に実施されていることに対しまして、深く敬意を表します。 また、今後においても貴協議会の事業が充実されることを期待しております。 なお、チャリティイェーゴルフ大会の協賛広告については、組織的な対応としては難しいものがありますが、職員の参加等については、あくまでも個人の立場としての「自主参加」は可能であると考えておりますので、御了知願います。</p>

(平成26年度)「労働者福祉に関する要請」に対する回答書

No. 14

要 請 事 項	回 答
<p>8. メーデー協賛金への協力 秋田県内のメーデーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請する。</p>	<p>8. 勤労者の祭典であるメーデーは、勤労者が共に連帯して取り組む重要な運動と理解しており、今日に至るまでの長きにわたる取り組みに敬意を表する次第です。 しかしながら、厳しい県の財政状況を踏まえ、既存のすべての事業において必要性、緊急性、効率性等の観点から抜本的に見直すことが必要であるため、メーデー補助金につきましても一定の見直しがあり得ることをご理解下さい。</p>

(平成26年度)「生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請」に対する回答書

No.15

要 請 事 項	回 答
<p>1. 生活困窮者自立支援制度の構築に向けて、早急に具体的実施方法を検討し、体制整備に取り組むこと。検討にあたっては、生活困窮者や複合的な課題を抱えた人たちに対して「社会とのつながりの再構築」をめざすという基本的視点や、「包括的かつ個別的な支援」「早期からの継続支援」といった本来の趣旨・理念を十分に踏まえた制度設計を行うこと。</p>	<p>1. 福祉事務所を設置する県や各市においては、平成27年4月の事業実施に向け、その地域の実情に合った形での準備が進められております。県の福祉事務所においては、生活困窮者の自立支援に係る事業の着実な実施に努めるとともに、各市に対しては適切な助言や情報提供等を行ってまいります。</p>
<p>2. 福祉分野にとどまらず、部局横断的、総合的に取り組む体制を構築すること。特に労働相談や就労支援に関しては、労働行政や労働組合が積極的に参画できる体制にするとともに、支援員等の人材育成ににおいては労働相談に対応できるような研修も取り込むこと。</p>	<p>2. 生活困窮者の状況により、福祉領域に限らず、保健、医療、教育、雇用・就労などといった様々な分野との連携が必要となることから、自立のための支援メニューを持つ多くの関係機関に本事業に参画いただきたいと考えっております。なお、自立相談支援機関の支援員に対しては、国が実施する研修のほか、県段階でも支援員会議やケース検討会などを定期的に関催するなどして、総合的な視点を持つ支援員の育成に努めてまいります。</p>
<p>3. 2013年度補正予算で措置された「生活困窮者自立支援制度施行円滑特別対策事業」を積極的に活用し、民間の支援団体・関係者との連絡協議会などを開催し、包括的な支援体制やネットワークづくりについて協議すること。あわせて新制度の普及・啓発、地域における生活困窮者の実態調査、中間的就労事業者の参入促進をはかための事業などを行うこと。</p>	<p>3. 県の福祉事務所において地域の実情に応じた効果的な支援体制の構築を図るとともに、福祉事務所を設置する各市に対して必要な助言等を行ってまいります。</p>

(平成26年度)「生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請」に対する回答書

No. 16

要 請 事 項	回 答
<p>4. 制度設計や運営にあたっては、生活保護の水際作戦、就労の強制、貧困ビジネスの参入による労働法の潜脱をまねかないよう、生活困窮者自立支援法設立の際の参議院および衆議院における厚生労働委員会附帯決議の以下の項目について関係機関や支援現場への趣旨の徹底をはかること。</p> <p>① 「自立支援事業の相談窓口においては、相談者の困窮の状況に応じて生活保護制度の下で生活再建を図ることも含め、最善の対応を行う」こと。また、「自立相談支援事業の相談員が策定する自立支援計画については、生活困窮者本人の意向を十分に考慮することとし、その実施、評価、改善・修正が適切に行われるようにするとともに、実施の途上で自立支援計画の実行が困難になった場合や、最低限度の生活が維持できないと判断された場合には、生活保護への移行を促すことも含めた適切な対応を講ずること。(第1項)</p> <p>② 「生活困窮者は心身の不調、家族の問題等多様な問題を抱えている場合が多く、また、問題解決のためには時間を要することから、個々の生活困窮者の事情、状況等に合わせ、包括的・継続的に支えていく伴走型の個別的な支援のための体制を整備すること。」(第3項)</p> <p>③ 「いわゆる中間的就労である就労訓練事業の実施に当たっては、訓練を実施する事業者を適切に認定するとともに、当該事業者と自立支援計画の実施責任者とが密接な連携を図り、個々の生活困窮者の訓練実施、達成の状況などについて定期的な確認を行うよう適切な措置を講ずること。(第5項)</p>	<p>4. 県の福祉事務所において、附帯決議の内容を踏まえた事業の推進が図られるよう努めるとともに、各市に対し助言等を行ってまいります。</p>

(平成26年度)「生活困窮者自立支援制度の構築に向けた要請」に対する回答書

No.1.7

要 請 事 項	回 答
<p>5. 2015年度からの本格実施に向けて、支援員の確保等の体制整備、人材育成、支援ツールの拡充など必要な予算の確保をはかること。また支援効果の評価にあたっては、経済的自立(就労)のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価される尺度を設定するとともに、支援を行わず放置した場合の社会的コストについて考慮すること。</p>	<p>5. 制度のめざす目標は、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援するものです。自立の姿は多様であり、本人の置かれている状況に応じた丁寧で柔軟な対応を行う必要がありますので、県において必要な予算を確保できるように努めるとともに、各市に対して国の情報の提供や助言等を行ってまいります。</p>
<p>6. 本人の状態や希望にあった就労先や居場所などの「出口」をつくっていく地域戦略を重視すること。また、就労訓練事業(中間就労)や家計再建支援事業の受け皿となる協同組合、協同労働、NPO、社会的企業などが育つ仕組みや支援(補助、優先発注等)について検討すること。</p>	<p>6. 自立相談支援機関に求められる役割は、誰もがその状況に応じて参加する地域社会を実現するための拠点となることであり、自立相談支援機関は、行政機関や地域団体とともに、就労訓練の場、就労の場の確保に取り組むことが必要と考えています。各市に対しても、必要に応じて助言等を行ってまいります。</p>
<p>7. 相談窓口における支援対象者は、経済的困窮者に限定せず、アウトリーチも含め可能な限り社会的孤立への対応を図ること。</p>	<p>7. 生活困窮者は自ら支援を求めることが困難な場合もありますので、自立相談支援機関等において、社会的に孤立している方々等の把握に努める必要があると考えております。各市には、必要に応じて助言等を行ってまいります。</p>
<p>8. 生活困窮者支援制度の検討・実施・運営を通じて、生活困窮者・貧困を生み出す社会的背景や政策課題をも明らかにし、生活困窮者を生み出さないための政策・制度の改善にフィードバックしていくこと。</p>	<p>8. 事業を推進する中で把握された新たな課題等については、県と市で共有するとともに、必要に応じて国に対して政策提言や要望等を行ってまいります。</p>